

衆議院法務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 11 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災 9 周年に当たり、亡くなられた方々に対し、黙祷をささげました。

2 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（検察官の勤務延長）
・森法務大臣、宮下内閣府副大臣、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）大西健介君（立国社）、山尾志桜里君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

大西健介君（立国社）

（1） 検察官の勤務延長

- ア 検察官については勤務延長を含めた国家公務員法の定年制度が適用除外となることが昭和 56 年の国家公務員法改正案の立案者の意図であるとの理解に対する内閣法制局の見解
- イ 裁判所構成法にはあった検察官の勤務延長制度が検察庁法で規定されなかった理由は、検察官の準司法的地位に鑑みて人事に権力が介入することを防ぐ趣旨であるとの理解に対する法務大臣の見解
- ウ 今回の検察官の勤務延長の解釈変更に至った理由になる諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請の具体例
- エ ウの答弁で挙げた犯罪手口の多様化や社会の複雑化は以前から起こっていることであり、解釈変更の具体的理由にはなり得ないとの考えに対する見解
- オ 国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察庁法の改正部分は令和元年 11 月初めには了承され検察官は国家公務員法の勤務延長の適用外との解釈に基づいて案文の内閣法制局審査が終了していたところ、令和 2 年 1 月 17 日から 21 日に法案修正の必要となる解釈変更の相談が法務省からあったとの事実関係に間違いがないかについての内閣法制局に対する確認
- カ 特段の事情の変更がないにもかかわらず、内閣法制局の審査が一旦終了した法案をその後に解釈変更したいと言って案文の修正を行うことはよくあることなのか否かについての内閣法制局の見解
- キ 特段の事情や協議がないにもかかわらず、法案提出に時間的余裕があったことを理由として解釈変更で案文の修正を行うことの可否についての内閣法制局の見解
- ク 従前の解釈では検察官の勤務延長は認められないことの確認
- ケ 黒川東京高等検察庁検事長を勤務延長させるために解釈の変更を行い、その後に国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察庁法の改正案を検討したとの理解に対する法務大臣の見解
- コ 国家公務員法と検察庁法との関係を整理すると、法務省が令和元年 10 月末に内閣法制局の審査に付した時点の検察庁法の改正案は間違いであったのか否かについての確認
- サ 口頭決裁による法令の解釈変更
- a 行政文書の管理に関するガイドラインの「決裁」の定義である「行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認する行為」からすると、口頭決裁は「決裁」として認められないとの理解に対する内閣府の見解
- b 解釈変更は軽微な意思決定ではないことから、その決裁は電子決裁又は文書決裁で行うのが原則であるとの理解に対する法務大臣の見解
- c 法務省行政文書取扱規則別表第 1 の 20 で「法令の解釈及び運用に関すること」と規定しているため法令解釈は同規則の方法による決裁が必要であるとの理解に対する見解
- d ガイドラインで示されているにもかかわらず法務省のように決裁方法を勝手に決定してしまうと政府部内における文書管理の統一性がなくなってしまうとの懸念に対する内閣府の見解

- シ 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長の理由
 - a 黒川東京高等検察庁検事長でしか対応できない重大かつ複雑困難事件
 - b 検察庁法の解釈変更までして行う黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長の理由を明確に説明する責任があるとの考えに対する法務大臣の見解
 - c 検察庁法第 12 条に規定される事務取扱移転権の意味及び担当検察官が退官した場合の事務の引き継ぎ方法
 - d 検察官同一体の原則からすると黒川東京高等検察庁検事長でしか対応できない職務はないとの考えに対する法務大臣の見解
 - e 黒川東京高等検察庁検事長の勤務の再延長の可否及び延長の回数制限の有無
- ス 検事総長の在任期間が約 2 年であるとの慣例の存在の有無
- セ 稲田検事総長が 65 歳定年まで勤務することの可否
- ソ 検事長を勤務延長した後に検事総長に異動することの可否
- タ 黒川東京高等検察庁検事長を検事総長にするつもりはないとの約束を法務大臣がする必要性

山尾志桜里君（立国社）

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の成立後における同法の緊急事態宣言
 - ア 緊急事態宣言により可能となる私権制限等の内容
 - イ 指定公共機関として民放テレビ局が指定されることの違法性の有無
 - ウ 国民の自由と権利を制限する政府の指示に対する同法第 5 条以外の歯止めの有無
 - エ 必要最小限と判断されれば民放テレビ局の放送内容に対する政府の指示が法律上可能であるか否かについての内閣府副大臣の見解
 - オ 緊急事態宣言の期間が最長 2 年とされる科学的・合理的根拠の有無
 - カ 緊急事態宣言の期間延長の回数制限の有無
 - キ 事後の国会報告とされている緊急事態宣言の期間延長は国会承認事項とすべきとの考えに対する内閣府副大臣の見解
 - ク 緊急事態措置に対する国会のコントロール強化等を内容とする立国社会派作成の「新型インフルエンザ特措法改正案骨子イメージ（案）」の内容に対する法務大臣の所感
 - ケ 法律案に対する附帯決議の意義及び法的効果
 - コ 同法制定時の参議院内閣委員会の附帯決議に基づく法施行後 3 年を目途とした見直しの実施の有無
 - サ 緊急事態宣言を閣僚の一員として判断する際の法務大臣の判断基準
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として行う外国人の上陸拒否
 - ア 出入国在留管理法第 5 条第 14 号を根拠として上陸を拒否した前例の有無
 - イ アについて、1961 年に日本共産党大会に出席しようとした外国人の上陸を拒否したことがあるとの過去の答弁の事実確認
 - ウ 特定の国や地域に着目して出入国在留管理法第 5 条第 14 号を適用した前例の有無
 - エ 出入国在留管理法第 5 条第 14 号を特定の国や地域の人に適用する際の同法の「日本国の利益又は公安を害する行為」との要件の解釈についての法務大臣の見解
 - オ 同法による上陸拒否の判断は国家安全保障会議ではなく科学的根拠がある指標を分析する能力を持った会議体が行うのが適切であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - カ 今回の上陸拒否の判断の経緯及びこの経緯に関する文書の有無
- (3) 検察官の勤務延長
 - ア 3 月 9 日の参議院予算委員会における小西洋之参議院議員の質問に対する「例えば、東日本大震災の際、検察官は、福島県いわき市から国民が、市民が避難していない中で、最初に逃げたわけです、そのときに身柄拘束をしている十数人の方を理由なく釈放して逃げたわけです」との法務大臣

の答弁についての事実確認及びこの答弁と質問内容である検察官の勤務延長の解釈変更との関係の有無

イ 3月9日の答弁が事実であるとの答弁は政府見解であるか否かの確認